

令和4年度
第10回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和5年1月27日（金）

ところ：一宮市役所木曾川庁舎3階

第3研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第10回総会 議事録

令和5年1月27日（金）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 買受適格証明願（3条許可）意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 買受適格証明願（5条届出）報告について

報告第4号 許可取消し（5条）報告について

報告第5号 現況証明報告について

報告第6号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番 山内 磨砂樹	2 番 浅野 豊久
3 番 坂井 利弘	4 番 本多 幸信
5 番 伊藤 真澄	6 番 服田 裕二
7 番 森下 重信	8 番 戸松 勲
9 番 河邊 直喜	10 番 加藤 和敏
11 番 大橋 源一郎	12 番 稲垣 哲夫
13 番 （欠席）	14 番 野田 正広
15 番 浅野 富士男	16 番 武田 金之
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：17名）

1 番 木村 光男	2 番 今井 賢次
3 番 鷺津 富夫	4 番 蟹江 勇夫
5 番 大嶋 茂	6 番 柴山 守男

7 番 野田 義隆
9 番 土川 猛司
1 1 番 山中 政勝
1 3 番 夫馬 政義
1 5 番 高橋 紘治
1 7 番 菱川 善也

8 番 吉田 善政
1 0 番 花木 定信
1 2 番 安藤 均
1 4 番 川合 一
1 6 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：1名)

1 3 番 伊藤 真由美

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第10回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時10分)

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第10回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布し

ております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。
慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。6番 服田裕二委員さん、7番 森下重信委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転6件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

2ページの39番から3ページの44番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可6件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転8件、賃借権設定1件、使用貸借権設定5件です。詳細は、5ページから7ページとなります。

5ページの221番から6ページの230番につきましては、分家住宅を建築するものです。以上、10件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、7ページの231番から233番につきましては駐車場、234番につきましては資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可14件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長

に進達することといたします。

次に、議案第３号「買受適格証明願（３条許可）意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の８ページをご覧ください。

議案第３号について、ご説明申し上げます。本案は、買受適格証明願（３条許可）決定についてです。今月の申請は、１件です。詳細は、９ページをご覧ください。

５番につきましては、経営拡大のために所有権を移転する目的で、名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加するために、３条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（３条許可）１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第３号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第４号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の１０ページをご覧ください。

議案第４号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、１１ページから１３ページとなります。

12ページの1番から6番につきましては、愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。つづきまして、7番から13ページの14番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の14ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農地利用配分計画案についてです。詳細は、15ページをご覧ください。

1番につきましては、6筆、計5,142㎡について、使用賃借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「買受適格証明願（5条届出）報告について」
 - ・報告第4号「許可取消し（5条）報告について」
 - ・報告第5号「現況証明報告について」
 - ・報告第6号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの5件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから6ページまでの所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定3件です。7ページをご覧ください。報告第3号は、買受適格証明願（5条届出）についてです。今月の報告は、8ページの1件です。9ページをご覧ください。報告第4号は、許可取消し報告（5条）についてです。今月の報告は、10ページの1件です。11ページをご覧ください。報告第5号は、現況証明報告です。今月の報告は、12ページから13ページまでの7件です。14ページをご覧ください。報告第6号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、15ページの5件です。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時28分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 服田 裕二

署名者 森下 重信